

## 鶴田町ふるさと納税推進事業実施要綱

平成28年1月27日鶴田町告示第1号

### (目的)

第1条 この要綱は、本町へのふるさと納税の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的として、寄附者に対して地元特産品等を贈呈する鶴田町ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 本町に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 地元事業者 町内に本社又は事業所（工場等を含む。）を有する法人等であつて、町税等を滞納していないもので、かつ、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないものをいう。
- (3) 地元特産品等 地元事業者が、町内及び交流都市において製造、加工、採取又は栽培等をしている商品（市場における価格が2,000円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であるものに限る。）をいう。
- (4) 参加事業者 地元事業者のうち、この要綱の規定に基づき事業への参加を申し込み、第7条第2項の規定による承認を受けたものをいう。
- (5) 記念品 地元特産品等であつて、第7条第2項又は第8条第2項の規定による承認を受けたものをいう。
- (6) 寄附者 本町に対し、ふるさと納税をした町外在住の者をいう。
- (7) 法人等 法人その他の団体及び個人事業主をいう。
- (8) 町税等 町県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、保育料、学校給食費及び町営住宅使用料をいう。
- (9) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人にあつては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。）
  - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者
  - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人

(申込み)

第3条 ふるさと納税の申込みは、鶴田町ふるさと納税寄附申込書（様式第1号）により行うものとする。

(記念品の贈呈)

第4条 町長は、1回のふるさと納税額が10,000円以上である寄附者に対し、次の表に定める寄附金に応じて希望する記念品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が記念品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

寄附金額	記念品の金額	返礼品の総額
10,000円以上20,000円未満	2,000円程度	3,000円程度（梱包代・送料・消費税込み）
20,000円以上30,000円未満	5,000円程度	6,000円程度（梱包代・送料・消費税込み）
30,000円以上50,000円未満	8,000円程度	9,000円程度（梱包代・送料・消費税込み）
50,000円以上100,000円未満	15,000円程度	16,000円程度（梱包代・送料・消費税込み）
100,000円以上200,000円未満	30,000円程度	31,000円程度（梱包代・送料・消費税込み）
200,000円以上	60,000円程度	61,000円程度（梱包代・送料・消費税込み）

2 同一の寄附者に対する前項の規定による記念品の贈呈は、1年度内に複数回できるものとする。

(事業参加の公募)

第5条 町長は、事業に参加する地元事業者を公募するものとする。

2 公募は、本町のホームページその他町長が適当と認める媒体に掲載することにより実施するものとする。

(公募の申込み)

第6条 前条の規定による公募の申込みをしようとする者は、鶴田町ふるさと納税推進事業参加申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 地元特産品等の紹介文書及び写真

(2) その他町長が必要と認める書類

(参加事業者の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込みに係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、地元事業者及び地元特産品等が適当であるか否かを調査し、速やかに事業への参加の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する参加の可否を決定したときは、鶴田町ふるさと納税推進事業参加承認（不承認）通知書（様式第3号）により、速やかにその旨を公募の申込みをした者に通知するものとする。

（内容変更の承認等）

第8条 参加事業者は、参加承認を受けた地元特産品等について、その内容を変更しようとするときは、速やかに鶴田町ふるさと納税推進事業内容変更申込書（様式第4号。以下「内容変更申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 新しく提供しようとする地元特産品等の紹介文書及び写真

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による内容変更申込書の提出があったときは、その変更の内容を審査し、その結果を鶴田町ふるさと納税推進事業内容変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、当該内容変更申込書を提出した参加事業者速やかに通知するものとする。

（記念品の送付等）

第9条 町長は、寄附者から記念品の申込みがあったときは、鶴田町ふるさと納税記念品発注票（様式第6号）をもって参加事業者速やかに通知し、通知を受けた参加事業者は、速やかに、記念品を寄附者に送付するものとする。ただし、収穫、製造等の時期が限定される地元特産品等については、その収穫、製造等の時期に発送するものとする。

2 町長は、参加事業者に対し記念品の送付1件につき、当該記念品の代金（消費税及び地方消費税を含む。）及び当該記念品の送付に要する費用（以下「記念品代金等」という。）を支払うものとする。

（請求）

第10条 参加事業者は、記念品の送付実績等を月毎に取りまとめ、鶴田町ふるさと納税記念品送付実績報告書兼請求書（様式第7号）に、寄附者に記念品を送付したことを確認できる書類を添えて、発送日の属する月の翌月10日までに、町長に報告するとともに、記念品代金等を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を確認し、適当と認められる場合は、当該内容の確認を行った日から30日以内に、当該参加事業者に対し記念品代金等を支払うものとする。

(参加事業者の責務等)

第11条 参加事業者は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 参加事業者は、事業の実施に係る法人等の権利及び義務を町長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

3 記念品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、参加事業者として適正に処理をするものとする。

(事業広報への協力)

第12条 参加事業者は、記念品の写真に係るデータの提供等、本町が事業の広報を目的としたチラシその他の制作のために必要な協力を行うものとする。

(承認の辞退)

第13条 参加事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに鶴田町ふるさと納税推進事業参加辞退届出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(参加承認又は変更承認の取消し)

第14条 町長は、参加事業者又は記念品が事業にふさわしくないと認められる場合は、第7条第2項の規定による参加承認又は第8条第2項の規定による変更承認を取り消すことができるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 参加事業者は、第9条第1項の規定により提供を受けた個人情報を厳重に取扱うとともに、記念品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。参加事業者でなくなった後においても、同様とする。ただし、記念品送付時に同封した参加事業者のパンフレットにより、寄附者から参加事業者への商品申込み等で入手された個人情報の取扱いについては、この限りでない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則(平成28年鶴田町告示第42号)

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。